

作成年月日	令和5年3月22日
作成部局	保健医療部 総務部職員局

## 受動喫煙防止に向けての県職員及び県庁舎の取組み

### 【問い合わせ先】

(受動喫煙防止について)

保健医療部健康増進課受動喫煙対策班      電話：078-362-9153 (内線3268)

(県職員の禁煙について)

総務部職員局職員課管理班      電話：078-362-3121 (内線2585)

(県庁舎敷地内禁煙について)

総務部職員局管財課管理班      電話：078-362-3110 (内線2546)

# 受動喫煙防止に向けての県職員及び県庁舎の取組み

作成年月日

令和5年3月22日

作成部局

保健医療部  
総務部職員局

- 令和5年4月1日～ 県職員は勤務時間中（休憩時間を除く）禁煙  
庁舎内でのたばこ販売中止
- 令和5年5月31日～  
（世界禁煙デー） 県庁舎敷地内全面禁煙を実施

## 《県庁舎敷地内での喫煙》

		～令和5年3月31日	令和5年4月1日～5月30日	令和5年5月31日～
県職員	勤務時間内	○	×	×
	休憩時間・勤務時間外	○	○	○（敷地内全面禁煙）
県庁舎での喫煙場所		特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所 （段階的に集約 ※）	敷地内全面禁煙

※ 本庁舎喫煙場所：7箇所 → 3箇所

## 《参考》これまでの県の取組み

- 受動喫煙を防止するため、「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定し、3年ごとに検討を加え、必要な措置を講じている。
- 令和3年度兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会で、県として率直的な取組みを求める報告書が提出された。（令和4年3月）

### 【検討委員会報告書（抜粋）】

- ① 庁舎の敷地内全面禁煙に向けて、屋外喫煙区域の設置を見直すこと。
- ② 在宅勤務を含め、勤務時間については禁煙とすること。
- ③ 庁舎内でたばこを販売しないこと。